

議案第 6 号

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めた
いので、議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 9 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例

橋本市都市計画税条例(平成18年橋本市条例第72号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前
(納期)		(納期)
第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。		第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。
第1期 5月16日から同月31日まで		第1期 4月16日から同月30日まで
第2期 7月16日から同月31日まで		第2期 7月16日から同月31日まで
第3期 12月16日から同月25日まで		第3期 12月16日から同月25日まで
第4期 翌年2月16日から同月末日まで		第4期 翌年2月16日から同月末日まで
2 略 附 則		2 略 附 則
8 略	8 略	8 法附則第15条第1項、第12項、第16項から第24項まで、第21項、第27項、第29項、第33項若しくは第38項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。
9 法附則第15条第1項、第11項、第15項、第18項、第19項、第21項、第22項、第24項若しくは第30項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	9 法附則第15条第1項、第12項、第16項から第24項まで、第21項、第27項、第29項、第33項若しくは第38項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	9 法附則第15条第1項、第12項、第16項から第24項まで、第21項、第27項、第29項、第33項若しくは第38項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。
10 略	10 略	10 略

附 則 (施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の橋本市都市計画税条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第9項の改正の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。）附則第15条第1項、第11項、第15項、第18項、第19項、第21項、第22項、第24項若しくは第30項に規定する施設に対して課すべき平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用する。